

指定居宅介護支援事業所仁風荘運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人敬天会が開設する指定居宅介護支援事業所仁風荘（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者とその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定居宅介護支援事業の利用者（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的、一体的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定居宅サービス事業者、その他の関係機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定居宅介護支援事業所仁風荘
- (2) 所在地 山形県北村山郡大石田町大字大石田甲 5 7 4 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長 1 名（常勤、特別養護老人ホーム仁風荘の施設長と兼務）
- (2) 管理者 1 名（主任介護支援専門員・常勤兼務 安達茂子）
管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (3) 介護支援専門員 1 名以上（管理者常勤兼務 1 名、常勤専従 1 名以上、非常勤専従 1 名以上）
介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に関するすべての業務を行う。
- (4) その他の職員
事務部長 1 名（常勤兼務） 所長不在時の代行を行う。
事務職員 1 名以上（常勤兼務） 業務運営上必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月13日、8月16日、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第 6 条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

(1) 要介護認定申請の代行

利用者から依頼があった場合は、要介護認定の申請手続及び認定更新時の援助を行う。

(2) 居宅サービス計画の作成

①指定居宅サービス事業者等に関する情報の提供

②利用者及び家族への訪問面接の実施

事業所に要介護認定の審査判定のための訪問調査の依頼があった場合に行う。

③居宅サービス計画の原案の作成

④サービス担当者会議の開催

⑤利用者又は家族に対する説明及び文書による同意並びに交付

(使用する課題分析の方式 居宅サービス計画ガイドラインを使用しアセスメントを行う)

⑥相談を受ける場合は、事業所相談室、自宅又は施設で対応するものとする。

(3) 居宅サービス計画実施状況の把握と変更

①利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との継続的な連絡により、居宅サービス計画の実施状況を把握する。

②必要に応じて居宅サービス事業の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行う。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から通常事業の実施地域を越えた地点から 1 kmあたり 4 0 円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 居宅介護支援を行った場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とする。なお、居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合は、利用者が支払うべき費用負担はない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は大石田町、尾花沢市の区域とする。

(苦情の処理)

第 9 条 事業所は、自ら提供した居宅介護支援事業及び居宅サービス事業に対する利用者又はその家族からの苦情を受け付け対応する。

受付日時 午前 1 0 時から午後 4 時

(土、日、祝日と 8 月 1 3 日、8 月 1 6 日、1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日を除く)

書面や F A X による場合は 2 4 時間受け付ける。

(衛生管理)

第 1 0 条 感染症対応に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。

2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、以下のように定めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(4) 前号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑わ

れる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下のように定めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(身体的拘束廃止)

第12条 サービスの提供にあたっては、利用者又は、他の利用者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を抑制する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束を行うときは、利用者又は家族に身体拘束の方法、時間帯、心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過記録等の作成について説明し、同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業所は、現に居宅介護支援事業の提供を行っている際に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は緊急連絡先への連絡を行うなどの必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下のように定めるものとする。

- (1) 事故が発生した場合等に、事実が報告されその改善策を従業者に周知徹底を図る体制を整備
 - (2) 事故が発生した場合の対応及び事故発生の防止のための指針の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的実施
- 2 利用者に対する介護予防支援、地域支援事業の提供により事故が生じた場合には、速やかに県と市町村、利用者の家族等に連絡を行う等必要な措置を講じる。なお、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 新任研修
 - (2) 現任研修
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を遵守するよう求める。
- 4 事業者は、職場におけるハラスメントの防止に関する規程に基づき、適切な居宅介護支援を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬天会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。
- 6 事業の運営に関しては、介護保険法並びに厚生労働省令、山形県条例、大石田町条例の法令に定めるところによる。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年10月26日）

この規程は平成14年11月1日から施行する。

附則（平成17年9月30日）

この規程は平成17年10月1日から施行する。

附則（平成18年3月11日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年5月27日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成18年10月28日）

この規程は、平成18年10月28日から施行する。

附則（平成23年12月13日）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附則（平成24年5月27日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成28年12月23日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年6月17日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年9月2日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月23日）

この規程は、平成31年3月23日施行、平成30年4月1日より適用する。

附則（令和2年7月4日）

この規程は、令和2年7月4日施行、令和2年4月1日より適用する。

附則（令和3年5月22日）

この規程は、令和3年5月22日施行、令和3年4月1日より適用する。

附則（令和4年4月23日）

この規程は、令和4年4月23日施行、令和4年4月1日より適用する。

附則（令和5年5月27日）

この規程は、令和5年5月27日施行、令和5年4月1日より適用する。

附則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。